

■厚木市内の工場・事業所に係る規制基準

厚木市内の工場・事業所から発生する振動には、「振動規制法」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例）」の2つの規制がかかっています。

振動規制法の基準は、振動規制法に定める特定施設を設置している工場・事業所（特定工場等）に適用されます。ただし、工業専用地域内の特定工場等には適用されません。一方、県条例の基準は、神奈川県内の全ての事業所に適用されるもので、工業専用地域内の工場・事業所にもこの規制がかけられています。

工業専用地域以外の区域に設置される特定工場等には、法と条例の両方の基準がかけられることとなりますが、基準値は同一の値となっています。

また、工事などの建設作業から発生する振動については、振動規制法の特定建設作業として、その一部が規制されています。特定建設作業の詳細については、次のページを参照してください。

「特定建設作業を実施する際の届出について」

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/application/entrepreneur/kurasi/kankyoku/p005061.html>

■振動規制法の特定工場等に係る規制基準

この基準は、厚木市内で振動規制法に定める特定施設を設置している工場・事業所（特定工場等）のうち、工業専用地域以外の地域にある工場等に適用されます。

(単位：dB)

区域の区分		時間の区分		
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで	
第 1 種区域	I	第一種低層住居専用 第二種低層住居専用 第一種中高層住居専用 第二種中高層住居専用	60	55
	II	第一種住居 第二種住居 準住居 その他の地域	65	55
第 2 種区域	I	近隣商業 商業 準工業	65	60
	II	工業	70	60

- 備考 1 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z 8731に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 振動計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 振動計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 振動計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 振動計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更(平成8年5月10日以後における変更に限る。)により、当該一の特定工場等に適用される振動の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあつては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

■神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

この基準は、全ての工場・事業所に適用されます。

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第一種低層住居専用 第二種低層住居専用 第一種中高層住居専用 第二種中高層住居専用	60	55
第一種住居 第二種住居 準住居	65	55
近隣商業 商業 準工業	65	60
工業	70	60
工業専用	70	65
その他の地域	65	55

備考 1 デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

- 2 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として振動又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって知事が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位 デシベル)

指示値の差	補正值
3	3
4 5	2
6 7 8 9	1

- 5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の
平均値
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔で 100 個又はこれらに準ずる
間隔及び個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値
- 6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の
基準値より大きいときの当該事業所に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値か
ら 5 デシベルを減じたものとする。
- 7 一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に
適用される振動の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の事業所に
ついては、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用
する。
- 8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。

<知事が指定する工場団地>

- 1 京浜工業団地（川崎市川崎区小島町）
- 2 峡の原工業団地（相模原市相原字峡の原）
- 3 綾瀬工業団地（綾瀬市深谷）
- 4 早川工業団地（綾瀬市早川）
- 5 寒川町田端工業団地（高座郡寒川町田端）
- 6 清水原工業団地（相模原市田名）
- 7 さがみ野工業団地（綾瀬市早川）
- 8 平塚東工業団地（平塚市大神）
- 9 小田原木工団地（小田原市桑原）
- 10 赤坂工業団地（相模原市田名）